

障害者の自立促進へ 「被後見人」職員採用

明石市が条例案

兵庫県明石市は17日、地方公務員法で欠格条項に規定されている成年後見制度上の「成年被後見人」や「被保佐人」も市の中職職種の職員採用試験を受けられるよう新たに条例を制定すると発表した。19日開会の市議会3月定例会に条例案を提出し、4月施行を目指す。市によると、全職種で職員採用試験を受けられるようになるのは全国の自治体で初めて。

条例案では、市が被後見人、

被保佐人も採用できるほか、現職の職員が被後見人などになっても失職しないとしている。

地方公務員法では、家庭裁判所で被後見人や被保佐人の認定を受けると、業務を行う適正がないとして、地方公務員になることができないと定められているが、自治体が条例で定めた場合を例外としている。泉房穂市長は17日の会見で「障害者の自立と社会参加のさらなる促進につなげたい」と話した。